

職業安定分科会(第 207 回)	資料2-2
令和6年6月 21 日	

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 案概要（地域雇用開発助成金の特例措置関係）

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

令和 6 年 6 月
厚生労働省職業安定局地域雇用対策課

1. 改正の趣旨

- 令和6年能登半島地震（以下「本地震」という。）による被災地域の雇用機会の確保を図るため、本地震の発生後に、石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町又は鳳珠郡能登町において事業所を設置・整備し、求職者を雇い入れる事業主に対して地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース奨励金）の特例措置を講ずることを内容とする雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の改正を行う。

2. 改正の概要

- 次のいずれにも該当する事業主について、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース奨励金）の対象とする。
 - (1) 石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町又は鳳珠郡能登町において事業所を設置・整備する事業主。
 - (2) 施行日から1年が経過するまでの間に事業所の設置・整備及びそれに伴う労働者の雇入れに関する計画を都道府県労働局長に提出した事業主。
 - (3) 基準期間（※）において、事業所の設置・整備に伴い、継続して雇用する労働者として2人以上を雇い入れる事業主。
 - ※ 本地震が発生した令和6年1月1日から計画を提出した日までの間で事業主が指定する日から、事業所の設置・整備が完了した旨の届を提出した日（一定の期間を経過する日までの間に提出しない場合にあっては、一定期間を経過する日）までの間。
- その他所要の改正を行う。

【現行制度の概要】

- ・ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース奨励金）は、地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると厚生労働大臣が認める地域（同意雇用開発促進地域）等において、事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して、対象労働者の増加数及び設置・整備費用等に応じて一定額を助成するもの。

3. 根拠条項

- 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第5号及び第2項

4. 施行期日等

- 公布日：令和6年7月1日（予定）
- 施行期日：公布の日